

岩手県告示第217号

河川区域の指定の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

河川区域の指定の一部を改正する告示

第1条 河川区域の指定（昭和46年岩手県告示113号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
1 河川の名称及び平面図				1 河川の名称及び平面図			
1 級河川、2 級河川の別	水系名	河川名	平面図	1 級河川、2 級河川の別	水系名	河川名	平面図
2 級河川	[略]			2 級河川	[略]		
〃	小本川	小本川	2 号図				
2 指定する区域 1号図及び2号図に茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2号の規定による区域を除いた区域				2 指定する区域 1号図に茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2号の規定による区域を除いた区域			
備考 1号図及び2号図は、省略し、1号図は岩手県土木部河港課及び宮古土木事務所に、2号図は岩手県土木部河港課及び岩泉土木事務所に備えておいて縦覧に供する。				備考 関係図面は、岩手県土木整備部河川課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センターに備えておいて縦覧に供する。			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

第2条 河川区域の指定（昭和51年岩手県告示277号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
1 河川の名称及び平面図				1 河川の名称及び平面図			
1 級河川、2 級河川の別	水系名	河川名	平面図	1 級河川、2 級河川の別	水系名	河川名	平面図
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
〃	撰待川	撰待川	49号図から51号図まで	〃	撰待川	撰待川	49号図から51号図まで
〃	小本川	小本川	52号図から64号図まで	〃	小本川	大川	65号図から81号図まで
〃	〃	大川	65号図から81号図まで	〃	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
2 [略]				2 [略]			
備考 1号図から182号図までの図面は、省略し、岩手県土木部河川課及び関係土木事務所に備えておいて縦覧に供する。				備考 関係図面は、岩手県土木整備部河川課並びに関係広域振興局の土木部及び土木部土木センターに備えておいて縦覧に供する。			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

第3条 河川区域の指定（昭和52年岩手県告示375号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
1 河川の名称及び平面図				1 河川の名称及び平面図			

1 級河川、2 級河川の別	水系名	河川名	平面図
[略]	[略]	[略]	[略]
"	大沢川	大沢川	14号図
"	<u>小本川</u>	<u>小本川</u>	<u>15号図から21号図</u>
"	米田川	米田川	22号図
[略]	[略]	[略]	[略]

2 [略]

備考 1号図から74号図までの図面は、省略し、岩手県土木部河川課及び関係土木事務所に備えておいて縦覧に供する。

1 級河川、2 級河川の別	水系名	河川名	平面図
[略]	[略]	[略]	[略]
"	大沢川	大沢川	14号図
"	米田川	米田川	22号図
[略]	[略]	[略]	[略]

2 [略]

備考 関係図面は、岩手県土整備部河川課並びに関係広域振興局の土木部及び土木部土木センターに備えておいて縦覧に供する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、令和7年3月28日から施行する。